

令和5・6年度 大田区区民農園利用者募集

- 【対象者】 大田区に住民登録がある世帯（世帯ごとの利用となります）
【利用期間】 令和5年4月1日から令和7年2月末まで
【応募締切日】 令和5年1月6日（金）まで（当日消印有効）

1 募集農園 所在地、募集予定数

農園名	所在地 【主な交通手段】	募集予定数	
		標準区画利用 (約 10 m ²)	小区画利用 (約 5 m ²)
①千鳥区民農園	千鳥 1-21 【東急池上線 千鳥町駅：徒歩約 3 分】	112	39
②南馬込区民農園	南馬込 6-4 【都営浅草線 西馬込駅：徒歩約 8 分】	35	10
③梅の木区民農園	南馬込 5-12 【都営浅草線 西馬込駅：徒歩約 10 分】	12	

(注) 小区画利用は、千鳥・南馬込の2農園のみとなります。

梅の木区民農園は約7m²とウメの木の管理及び収穫体験ができます。

(注) 西馬込区民農園、田園調布区民農園は令和4年9月末をもって廃園となりました。

(注) 区画場所の指定はできません。

2 区画の種類

標準区画（千鳥、南馬込、梅の木）

- ・1世帯での利用となり、ご利用世帯以外の方は利用できません。
- ・1農園の標準区画（約10m²）を利用できます。

※梅の木農園は約7m²とウメの木の管理や収穫体験ができます。

小区画（千鳥、南馬込）

- ・1世帯での利用となり、ご利用世帯以外の方は利用できません。
- ・1世帯で標準区画半分の5m²が利用できます。

※募集区画数を超える申込みがあった場合は抽選になります。

3 利用料金

各年度当初に以下の金額を一括でお支払いいただきます。

農園	期間	標準区画 (10 m ² 利用)	小区画 (5 m ² 利用)
①千鳥	令和5年度【4月～令和6年3月の12月分】	24,000円	12,000円
②南馬込	令和6年度【4月～令和7年2月の11月分】	22,000円	11,000円
③梅の木	令和5年度【4月～令和6年3月の12月分】	24,000円	—
	令和6年度【4月～令和7年2月の11月分】	22,000円	—

4 申込方法

- (1) **郵送（はがきのみ）**か**インターネット（東京都共同電子申請・届出サービス）**でお申し込みください。
- (2) お申し込みは、標準区画利用・小区画利用ともに**大田区内に住民登録がある世帯主名とします。**
- (3) 申込受付期間 **令和4年12月12日（月）**から**令和5年1月6日（金）**まで（当日消印有効）。

郵送の場合

裏面の記入例を参考に、「はがき」でお申し込みください。

インターネットの場合

「東京都共同電子申請・届出サービス」

URL <https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1668740263602>

にアクセスのうえ、必要事項を入力し、お申し込みください。

※右の二次元バーコードからもアクセス可能です。



※いずれの場合も記載事項に不備がある場合は無効となりますのでご注意ください。

5 申し込みにあたってのご注意

- お申し込みは**1農園、区画は1種類のみ**となります。
世帯単位の申込となります。複数の農園、複数の区画種類へのお申し込みは無効となります。
- お申し込みは「**大田区在住の方のみ**」となります。
在勤・在学の方はお申し込みできませんのでご注意ください。
- 申込多数の場合は、抽選で利用者を決定**いたします。
- 申込後の**変更はできません**。
申込時に記載された世帯のみが利用できます。
- 以下のものは**無効**となりますのでご注意ください。
なお、**無効の方に対して、事務局よりお知らせはいたしません**。

【無効となるもの】

- (1) 官製はがき・電子申請以外で利用申込みがあったもの
- (2) 世帯主名でない方からの申込み
- (3) 必要事項（希望農園、希望する区画種類、住所、氏名、電話番号等）の記載がないもの
- (4) 複数・重複の申込み
- (5) 他人名義の申込みなど、事実と相違したことが判明した場合
- (6) 申込期限を過ぎたもの（令和5年1月6日の消印有効）
- (7) 大田区に住民登録がない場合（在学・在勤は無効となります）



6 利用者決定の流れ

令和4年12月12日	利用者申込
～令和5年1月6日	※申込内容に不備があった場合、無効として取り扱います。
令和5年2月上旬	当選の方へ申請書を郵送で送付。落選の方には結果通知のみを送付。
令和5年2月下旬	当選者による申請書の提出 ※提出締切は申請書内でお知らせします。期限厳守となりますのでご注意ください。 ※申請書が未着の場合、当選を取り消します。
令和5年3月上旬	申請書提出者へ承認書等を郵送で送付
令和5年3月中旬	利用者説明会 ※当選者の方にお送りする申請書にご案内を同封します。ぜひご参加ください。
令和5年4月1日	区民農園利用開始

○抽選 **事務局で抽選**を行います。

○結果の通知 抽選結果は**世帯主の方に郵送で結果を通知**します。

なお、当落に関する**お電話等でのお問い合わせには応じかねます。**

当選後無断キャンセルは、次回（令和7・8年度）申し込みができなくなる場合がありますので、十分ご検討の上お申し込みください。

○利用者説明会を、3月中旬に大田区産業プラザ PiO で実施予定です。

結果通知の際に、開催案内を同封しますので、初めて区民農園をご利用になる方はぜひ、ご参加ください。

○感染症対策のため、**手続きは郵送**で行いますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

【区民農園利用上の主な注意点】

承認書に同封する「手引き」に記載いたしますが、主なものは下記のとおりです。

あらかじめご承知おきください。お守りいただけない場合は利用承認を解除する場合があります。

(1) **区民農園の利用は、世帯を単位とします。**

* 申込み時に記載された世帯のみの利用となります（申込み後の変更はできません）。

(2) 利用できる区画は、区の指定する区画です（変更、交換などできません）。

区画は自家用の野菜・花の栽培のみの利用となり、区画外の私的利用（農具、資材置き場など）はできません。

(3) 他の農園利用者に迷惑となる利用方法は禁止します。

(4) 農園の利用に必要な種苗・肥料及び資材類は、利用者が各自で用意してください。

(5) 農園及びこれに付随する施設・用具を利用する際には、破損・紛失等のないよう、責任をもって利用してください。
また、節水を心がけてください。

(6) 利用料金の請求やお知らせは、世帯主に届きます。

(7) **雑草・野菜くず等は、ごみ袋に入れて、農園内の集積所に置いてください。**

また、雑草・野菜くず以外のごみ（空缶、プラスチック製品、肥料袋、支柱等）は自宅に持ち帰ってください。

(8) **農園を利用できなくなった場合（一時的でも）は、速やかに区にその旨を届け出てください。**

無断で休耕（雑草の繁茂、作物の未収穫、病虫害の発生放置など）しないでください。

(9) **利用期間中であっても、区が都合により休廃止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

(10) 利用時間は、おおむね日の出から日没まで。特に**早朝の作業はお静か**にお願いします。

(11) 各農園には駐車場がありません。車での来園を禁止します。

(12) その他区民農園の利用に関しては、区の指示に従ってください。

※**区は農園内の作物、物品の盗難・損害に対して一切の責任を負いません。**

【申込はがきの記入例】 ※必ずはがきをお使いください。

【表面】

はがき
63 1440035

大田区南蒲田 1-20-20
大田区産業プラザ PiO 4階

大田区産業振興課
区民農園担当 行

申込先

〒144-0035
大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ PiO 4階
大田区産業振興課 区民農園担当

※宛先間違いにご注意ください。

【裏面】

(1) ○○区民農園

(2) 標準区画

(3) 太田一郎
〒144-0035
大田区蒲田 X-XX-XX
くすのきハイム 101

電話 03-37XX-37XX
携帯 090-5X8X-4X2X

(1) 希望農園名

希望する農園を「千鳥」「南馬込」「梅の木」より、一つだけご記入ください。

※複数の農園が記入してある場合、無効となりますのでご注意ください。

(2) 希望区画

「標準区画」「小区画」のうち、いずれか 1つをご記入ください。

(3) 氏名、住所等

- ・世帯主の氏名・ふりがな
- ・郵便番号、住所
- ・電話番号（日中に連絡がとれる電話番号）

※記載に不備があった場合、無効として取り扱います。

無効の方に個別連絡はいたしません。

無効として取り扱う例は2ページに記載をしておりますので、ご確認ください。

【お問い合わせ】 大田区産業振興課産業振興担当 電話 03-5744-1373

『このチラシは、再エネ100%の電力で使用済の紙を区役所内で再生したものです。』